

国名 ベトナム	知的財産権の保護および執行強化プロジェクト
------------	-----------------------

I 案件概要

事業の背景	ベトナムでは、急速な工業発展に伴い、知的財産権保護の重要性が認識されるようになり、知的財産法の制定（2005年）により、模倣品を防止するための法的枠組みが強化された。これを受けて、JICAは知的財産庁（現 Intellectual Property Office of Viet Nam：IPVN*）に対し、「工業所有権業務近代化プロジェクト（2000年～2004年）」及び「知的財産権情報活用プロジェクト（2005年～2009年）」の2件の技術協力を通じ、知的財産権に係るコンピューター・システムの開発・拡充を支援してきた。このような知的財産権取得に係るインフラ整備に伴い、ベトナムでは知的財産権執行の強化に注力する段階となっていた。 * 本事業実施当時、知的財産庁の呼称は、National Office of Intellectual Property (NOIP)であったが、2018年に改名された。										
事業の目的	本事業は、ベトナムにおいて、知的財産庁による i) 知財執行機関*の人材育成、ii) 知財執行機関との情報共有強化、iii) 知的財産権に係る啓発強化を通じて、知的財産庁の能力強化を図り、もって知財執行機関の能力向上を目指す。 * 本結果票において、「知財執行機関」とは「知的財産権の保護と執行に関する関係機関」と同義であり、下記「相手国実施機関」欄に列挙する4機関を示す。										
	1. 上位目標：知的財産権の保護と執行に関する関係機関の能力が向上する。 2. プロジェクト目標：ベトナム国の知的財産権の保護と執行を強化するための、知的財産庁の能力が向上する**。 ** 本事業では、知的財産権のうち、知的財産庁が所管する「特許権、商標権、意匠権」を中心に扱う。										
実施内容	1. 事業サイト：首都ハノイ 2. 主な活動： (i) マスター・トレーナー14名（知的財産庁及び4つの知財執行機関に所属）による、研修教材開発と研修実施（全12回） (ii) 知的財産庁と4つの知財執行機関を連携する「情報収集・共有」の仕組みづくり (iii) 知的財産権に係る、啓発教材（アニメーション等）の作成、ジャーナリスト会議の実施等 3. 投入実績 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">日本側</td> <td style="width: 50%;">相手国側</td> </tr> <tr> <td>(1) 専門家派遣 延べ10人</td> <td>(1) カウンターパート配置 延べ5人</td> </tr> <tr> <td>(2) 研修員受入 92人</td> <td>(2) 執務室供与</td> </tr> <tr> <td>(3) ローカルコスト（事務・研修機材、情報共有に係るITシステム等）</td> <td>(3) ローカルコスト</td> </tr> </table>			日本側	相手国側	(1) 専門家派遣 延べ10人	(1) カウンターパート配置 延べ5人	(2) 研修員受入 92人	(2) 執務室供与	(3) ローカルコスト（事務・研修機材、情報共有に係るITシステム等）	(3) ローカルコスト
日本側	相手国側										
(1) 専門家派遣 延べ10人	(1) カウンターパート配置 延べ5人										
(2) 研修員受入 92人	(2) 執務室供与										
(3) ローカルコスト（事務・研修機材、情報共有に係るITシステム等）	(3) ローカルコスト										
事業期間	2012年6月～2017年3月 (延長：2015年6月～2017年3月)	事業費	(事前評価時)124百万円、(実績)213百万円								
相手国実施機関	科学技術省知的財産庁（事業実施当時はNOIP、2018年よりIPVNに改名） 【協力機関：知財執行機関】 ・公安省経済警察局経済警察（事業実施当時、2018年に経済警察局に統合）、以下「経済警察」 ・財務省税関総局、以下「税関総局」 ・科学技術省科学技術監査部、以下「科学技術監査部」 ・商工省市場管理局（事業実施当時）、以下「市場管理総局」（2018年に格上げ）										
日本側協力機関	経済産業省特許庁、財務省関税局										

II 評価結果

【評価の制約】

- 新型コロナウイルス感染症流行のため、政府機関関係者との面談や現場視察は実施できなかった。よって、質問票の回答及び関係者への電話インタビューで得られた情報を分析し、評価判断を行った。

【留意点】

- 本事業の終了時評価では、プロジェクト目標（知的財産庁の能力向上）の達成度について、日本人専門家及び知的財産庁・知財執行機関職員による質問票回答により評価した。同手法は再度の実施が困難のため、本事後評価では、事業効果の継続状況について、「本事業によって導入された活動が、知的財産庁と4つの知財執行機関により、継続して実施されているか」を確認した。
- プロジェクト目標には、2つの指標（知的財産庁の①知識取得状況、②業務手法やリソース/ツールの整備状況）が設定されているが、同2指標は相互に関連している。したがって、本事後評価では、各指標に分けずに、上述のとおり事業効果の継続状況の評価した。

1 妥当性

【事前評価時のベトナム政府の開発政策との整合性】

本事業は、「社会経済開発戦略2011～2020」に合致していた。同戦略は、科学技術の発展は、持続可能な開発を加速する鍵であるとし、知的財産権の法執行を真剣に進める必要性を強調している。

¹ 本事業は、円借款案件「貧困削減支援借款」の附帯プロジェクトである。同借款は、ベトナムの政策改善と制度改革を支援する、いわゆる「開発政策借款」であり、複数のフェーズに分けて実施された。

【事前評価時のベトナムにおける開発ニーズとの整合性】

本事業は、知的財産権の執行強化というベトナムの開発ニーズに合致していた。知的財産庁は知的財産権を主管しているが、その執行は4つの知財執行機関の管轄である。したがって、これら機関の能力強化ならびに効果的な情報共有の必要性が高まっていた。また、企業や一般市民の知的財産権に対する認識は十分とはいえず、知的財産権保護に係る啓発活動が必要であった。

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

本事業は、「対ベトナム国別援助計画(2009年)」の基本方針に合致していた。同計画は「経済成長促進・国際競争力強化」を重点分野の1つとしており、同分野における「ビジネス環境整備・民間セクター開発」に本事業は位置づけられる。また、2008年に署名された「日本・ベトナム経済連携協定」においても、知的財産権保護は重点項目の1つであった。

【評価判断】

以上より、本事業の妥当性は高い。

2 有効性・インパクト

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

プロジェクト目標は事業完了時に達成された。終了時評価時の質問票調査において、日本人専門家及び知的財産庁・知財執行機関職員は、知的財産庁の①知識取得状況、②業務手法やリソース/ツールの整備状況が、いずれも向上したと評価した(指標1、2)。例えば、研修活動については、知的財産庁はマスター・トレーナー²による研修コース全12回を試行した。1回の研修コースは2日~4日の期間で、参加職員は延べ913名であった。

【プロジェクト目標の事後評価時における継続状況】

事業の効果は事後評価時まで継続している。本事業では、知的財産庁により、4つの知財執行機関と連携しつつ、3つのアウトプット(成果)に向けた活動、すなわち、i)研修、ii)情報共有、iii)啓発活動、を実施した。まず、i)研修については、特筆すべき発展がみられる。マスター・トレーナーを主要講師とする定期的な研修コースが、年間2,000名以上の職員に対し、ハノイのみならず地方でも実施されている。例えば、知的財産庁は、知的財産の法的枠組みや意匠権登録に係る、6カ月間の「集中研修コース」を毎年実施している。各知財執行機関においても、それぞれの管轄内容に特化した独自の研修を実施しており、経済警察による模倣品摘発に係る研修、市場管理総局による知的財産権侵害品の審査・措置手続に係る研修が挙げられる。ii)情報共有については、ITシステム³が2017年にハッキングされ、いまだ修復中であるものの、知的財産庁は知財執行機関との間で、引き続き定期的に情報を共有している。共有情報の内容は知的財産権侵害・係争の事例等であり、共有手段は会議・メール・電話に加えて、「国家行政ポータルサイト」を通じた省庁間の連絡である。本事業で開発したITシステムは有用であったため、知的財産庁は2021年以内の完全修復を目指している⁴。iii)啓発活動については、a)研修やイベント(技術展示会・起業セミナー・会議等)、b)マスメディアへの広報(本事業で構築したジャーナリストとのネットワーク活用)を通じて、知的財産庁により継続されている。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

上位目標は達成された。知的財産権侵害に対して4つの知財執行機関が行政措置を行った件数は、おおむね増加傾向にある。経済警察と市場管理総局による最近の行政措置件数の減少は、知的財産庁によれば、執行強化による侵害件数の減少に起因すると考えられる(指標1)。また、本事後評価では、日本貿易振興機構(JETRO)と日本企業3社に対し、ベトナムにおける知的財産権の執行能力に係る評価を質問した。いずれも、「執行能力が強化された」と回答し、その理由として、知財執行機関による行政措置の件数増加、より迅速かつ効率的な措置、措置の広域化といった点が挙げられた(指標2)⁵。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

経済警察ならびに科学技術監査部によると、本事業は、i)マスター・トレーナー間のネットワーク構築による研修継続、ii)知的財産庁と知財執行機関の連携強化、といった正のインパクトをもたらし、上位目標の達成に貢献した。なお、負のインパクトは確認されていない。

【評価判断】

よって、本事業の有効性・インパクトは高い。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績
プロジェクト目標: ベトナム国の知的財産権の保護と執行を強化するための、知的財産庁の能力が向上する。	1. 各成果の活動を継続するための保護と執行に関する知的財産庁の知識取得状況 2. 各成果の活動を継続するための知的財産庁の業務手法やリソース/ツールの整備状況	達成状況: 指標1, 指標2のいずれも達成(継続) (事業完了時) 質問票調査において、日本人専門家及び知的財産庁・知財執行機関職員は、知的財産庁の①知識取得状況、②業務手法やリソース/ツールの整備状況が、いずれも向上したと評価した。 (事後評価時) 各アウトプット(成果)のために実施された活動の継続状況: アウトプット1) 次表参照 アウトプット2) 知的財産庁は、知財執行機関との情報共有を継続するとともに、ハッキング被害にあったITシステムの修復に努めている。 アウトプット3) 知的財産庁は、知的財産権に係る啓発活動を継続している。

² 本事業では、14名のマスター・トレーナー(知的財産庁及び4つの知財執行機関より派遣)が訓練を受け、所属機関向けの教材開発及び研修実施に従事した。

³ 本事業では、2015年1月に、ITシステムの導入を決定した。同システムは、知的財産庁と4つの知財執行機関に特化してデザインされたもので、これら機関間のタイムリーな情報共有を可能としていた。

⁴ ITシステムのハッキング遭遇直後、知的財産庁は修復方法を確認し、同システムを開発したIT業者に修復を依頼した。また、知的財産庁全体のITシステムをアップグレードする事業に本修復を取り込むことも試みた。これらは、いずれも実現しなかったが、漸く2019年8月に修復を請け負うIT企業を特定した。

⁵ 同時に「今後改善が期待される点」についても質問したところ、税関総局について、i)侵害品の差止申請の提出期限延長(現在は3営業日)、ii)真贋判定スキル向上による「正規品の通関停止件数の減少」、が挙げられた。

		研修コース数と参加者数(2018年-2019年の年平均値)				
		知的財産庁	経済警察	税関総局	科学技術 監査部	市場管理 総局
研修コース数/年		16~23	1	2	1	2
参加者数/年		1,570	120	100	300	300

上位目標：
知的財産権の保護
と執行に関する関
係機関の能力が向
上する。

1. 取締件数の動向

(事後評価時) 達成

知財執行機関が行政措置を行った件数

年	経済警察	税関総局	科学技術監査部	市場管理総局
2012年(事前評価年)	276	5	18	n/a
2015年	631	14	60	3,740
2016年	619	20	46	4,483 (注)
2017年(事業完了年)	521	18	38	4,521
2018年	467	36	40	5,000
2019年	369	41	50	4,097

(注) 市場管理総局の2016年のデータは10月まで(統計処理方法の変更による)。

2. 投資家及び企業による
知財執行の関連機関の
能力の評価

(事後評価時) 達成

ベトナムの知的財産権執行に係る JETRO と 3 企業の評価

組織	評価	理由
JETRO	強化された	- 政策、行政手続き、関連組織の強化 - 市場管理総局による行政措置件数の増加(過去10年)
日本企業 3社	強化された	- 知的財産権取得の大幅な迅速化 - 税関総局と市場管理総局が協力的 - 特許権侵害の摘発強化 - 知的財産権侵害品に対する市場管理総局による行政措置件数の増加、措置の迅速化と広域化

出所：終了時評価報告書を含む JICA 資料、知的財産庁に対する質問票調査及び電話インタビューを通じた、同庁及び4つの知財執行機関に係る情報収集結果、JETRO 及び日本企業3社(いずれも知的財産担当者)に対するメールによる質問への回答

3 効率性

本事業では、事業費、事業期間ともに計画値を大幅に上回った(計画比：172%、158%)。これら超過の主たる要因は、当初の計画には含まれていなかった「ITシステム」につき、調査や試行を重ねた結果、必要性が確認され、2015年1月にJICAがIT業者と契約を締結したためである。(事前評価時点では、「情報共有の仕組み」とは関係機関間の作業フローや役割を含む「情報の収集・提供の枠組み」と定義されており、必ずしもウェブシステムを意味していなかった。)なお、同ITシステムの追加を除いては、本事業のアウトプット(成果)は計画どおり産出された。しかしながら、IT業者との契約費を差し引いた事業費は、計画比の143%と依然計画値を超過しており、事業期間については、より早期にITシステムの導入決定ができなかったのかという課題が残る。よって、本事業の効率性は低い。

4 持続性

【政策面】

「知的財産戦略(2019年~2030年)」が2019年に定められ、i)知的財産権の執行に係る行政権限の強化、ii)知的財産権執行の実効性の向上、iii)知的財産に関わる人材の育成、iv)知的財産を保護する社会の構築、が謳われている。同戦略の他に、密輸防止等に係る計画も複数策定され、さらに、2019年に12月にベトナムが「意匠の国際登録に関するハーグ協定」を批准したことも特筆すべき点である。

【制度・体制面】

知的財産庁と4つの知財執行機関は、十分な数のスタッフを保有または追加予定である。例えば、知的財産庁は、16名が研修活動に、22名が情報共有活動に従事しており、同庁は十分な人数と認識している。また、2018年に市場管理局は市場管理総局に格上げされ、省や市に63の支部を有する市場監視体制が強化された。

【技術面】

知的財産庁と4つの知財執行機関のスタッフは、いずれも、日常業務や国内・海外の研修コースの参加を通じて、必要なスキルと知識を維持している。本事業で養成されたマスター・トレーナーは、研修の継続とともに、本事業で得られた理論やスキルを、日常業務で同僚に伝授している。本事業で開発された研修教材は活用され、新たな法令や典型的な事例を取り込んだ改訂もなされている。また、本事業で啓発教材として制作されたアニメーションは、研修やイベントで現在も活用されている。

【財務面】

知的財産庁、経済警察、税関総局では、経常支出により事業効果を維持しており、市場管理総局については、市場管理局からの格上げに伴い、更なる予算を獲得する見込みである⁶。

【評価判断】

以上より、本事業は、政策面、制度・体制面、技術面、財務面、いずれも問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は高い。

5 総合評価

本事業は、プロジェクト目標(ベトナム国の知的財産権の保護と執行を強化するための、知的財産庁の能力が向上する。)を達成した。事業の効果は継続し、上位目標(4つの知財執行機関の能力が向上する。)は達成された。持続性については、政策面、制度・体制面、技術面、財務面のいずれにおいても、大きな問題はみられなかった。効率性については、事業費・事業期間ともに計画値を大幅に上回った。以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は高いといえる。

⁶ 科学技術監査部は独自の予算は有しておらず、知的財産庁と連携し業務を行っている。

III 提言・教訓

実施機関への提言：

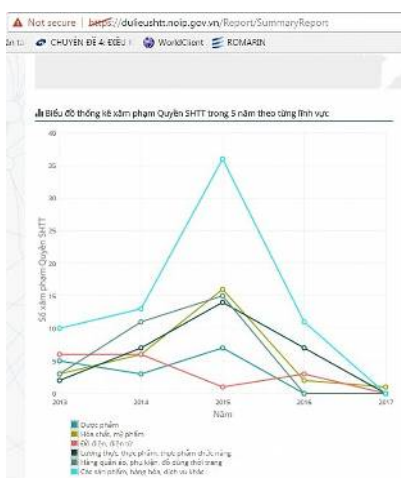
- 知的財産庁が、「2021年以内に、本事業で導入したITシステムを完全に修復する」という計画を確実に実行することを提言する。同タスクのために、知的財産庁は、独自の予算・人材を割り当て、かつ4つの知財執行機関との協議を主導しつつ、ハッキングされたデータ及び新たなデータをアップロードする必要がある。同システムは、5機関間の連携促進・情報共有に有用であった。また、同システムの構築には、ベトナム側・日本側の双方にコストと時間がかかっているため、合意どおりに、知的財産庁は同システムを維持することが望まれる。

JICAへの教訓：

- 本事業で導入されたITシステムは2017年にハッキング被害にあった。ITシステムは開発・維持ともに費用が高く、相手国実施機関による強いコミットメントが要求される。同時に、ITシステムはハッキングされやすく、かつ短期間で陳腐化する反面、修復やアップデートは容易ではない。したがって、JICAは技術協力プロジェクトの計画・立案において、ITシステムではなく、日本の比較優位である、能力開発や技術移転・経験共有に焦点を当てるべきである。
- 本事業では、知的財産庁及び4つの知財執行機関に所属するマスター・トレーナーが、職員研修の実施に大きな役割を果たした。また、事業完了後も、マスター・トレーナーによる研修の継続、ならびに、マスター・トレーナーのネットワークを通じた5機関の連携強化によって、事業効果が維持されている。事業期間中、マスター・トレーナーは研修教材を一人で作成する必要があったため、知的財産庁からJICAに対して彼らの残業代を支払うよう要請があり、両者間で大きな議論となった。これらの経験を踏まえると、マスター・トレーナーの仕組みは有効であったが、その持続化のためには、マスター・トレーナーに対する報酬は相手国政府側が負担すべきであるという共通認識を双方で持つ必要がある。また、JICAは相手国実施機関に、事業完了後も、マスター・トレーナーの制度や他の事業成果を、独自の費用と時間で維持するよう求めることが重要である。



マスター・トレーナーによる研修



ITシステム上で共有された分析データ
(ハッキング以前)



知的財産権に係る啓発教材の配布
(技術展示会にて)